

最低制限価格算定基準について

◆建設工事の最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で予定価格の算出の基礎となった次に掲げる式により算定するものとする。

$$\text{割合} = (\text{直接工事費} \times 95 / 100 + \text{共通仮設費} \times 90 / 100 + \text{現場管理費相当額} \times 80 / 100 + \text{一般管理費} \times 30 / 100) \times 1 / \text{予定価格 (入札書比較価格)}$$

$$\text{最低制限価格 (入札書比較価格)} = \text{割合} \times \text{予定価格 (入札書比較価格)}$$

(※最低制限価格(入札書比較価格)は1,000円未満切捨て)

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費相当額に100分の80を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額
- 2 上記(1)～(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの又は市長が特に認めたものについては、上記の算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。
- 3 最低制限価格制度を適用するときは、当該工事の競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。